

2021年4月26日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

## 24時間365日即時振込の取扱開始に伴う各種規定の改定のお知らせ

平素は、きらぼし銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、2021年5月6日（木）より全銀システム稼働時間拡大（モアタイム）に参加いたします。これに伴い、下記のとおり各種規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新規定書をご希望されるお客さまにつきましては、きらぼし銀行の窓口までお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる規定

- (1) 振込規定
- (2) 当座勘定規定
- (3) 当座勘定規定（専用約束手形用）

#### 2. 改定内容

##### (1) 振込規定

改定後	改定前
<p>4.〔振込通知の発信〕            (2)当行所定の受付時間終了後および当行休業日にATMによる振込の依頼を受付けた場合には、<u>依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関や受取人の口座状況等の状況により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p>	<p>4.〔振込通知の発信〕            (2)当行所定の受付時間終了後および当行休業日にATMによる振込の依頼を受付けた場合には、<u>前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p>

##### (2) 当座勘定規定

改定後	改定前
<p>第9条(支払いの範囲)            (1) 省略  <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。</u></p>	<p>第9条(支払いの範囲)            (1) 省略            追加</p>

<p><u>ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には、支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p><u>(2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>
--	---------------------------------------

(3) 当座勘定規定（専用約束手形用）

改定後	改定前
<p>第10条(支払いの範囲)</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2)呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。</u></p> <p><u>ただし、15時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には、支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(3)手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第10条(支払いの範囲)</p> <p>(1) 省略</p> <p>追加</p> <p><u>(2)手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>

3. 改定日

2021年5月6日（木）

以 上